

函館市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児等に関する様々な悩み等について、保健師等が専門的な見地から支援を行う、函館市子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(名称および位置)

第3条 函館市子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）の名称および位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 マザーズ・サポート・ステーション

(2) 位置 函館市五稜郭町23番1号（函館市総合保健センター内）

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する妊産婦ならびに子どもおよびその保護者（以下「妊産婦等」という。）

(2) その他福祉の向上のため支援が必要と認められる者

(事業の内容)

第5条 センターにおける事業の内容は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 全ての妊産婦等の実情を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成する業務

(2) 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児等に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う業務

(3) 手厚い支援が必要となる妊産婦等に対し、支援プランを策定するとともに、必要に応じて見直しを行い、支援する業務

(4) 妊産婦等に対する支援が包括的に提供されるよう、保健・医療・

福祉等の関係機関との連絡調整を行う業務

(5) その他事業の目的を達成するために必要と認める業務

(職員の配置)

第6条 市は、事業を実施するため、母子保健事業等に関する専門的知識を有する専任の相談員として、保健師、助産師等を1名以上配置する。

(事業の委託)

第7条 市長は、第5条に規定する事業の全部または一部を委託することができる。

(個人情報の管理・保護)

第8条 事業に従事する者は、個人情報の漏洩防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 函館市マザーズ・サポート・ステーション事業実施要領（平成27年9月1日制定）は、廃止する。